

## 中核機関の設置及び運営方法について（案）

### 1 設置目的

中核機関は、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の目的に資するため、地域連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）において各関係機関と連携・調整し、ネットワークが担う広報、相談対応、成年後見制度（以下「制度」という。）利用促進及び後見人支援それぞれの機能を強化していく上で中核的な役割を果たすこととする。

### 2 設置時期

令和3年度末

### 3 運営について

中核機関の運営は、札幌市と委託先が互いに連携を図り、一体となって進める。

#### （1）中核機関の機能と具体的業務

##### ア 広報業務

###### ① 広報媒体の作成・配布

制度全般に係る内容及び中核機関設置の広報を行うためのパンフレット及びホームページの作成や配布、運営を行う。

###### ② 関係者向け研修会の開催

地域の身近な相談先である地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の権利擁護に携わる職員や、民生委員等に対し研修を行う。

##### イ 相談業務

###### ① 業務内容

中核機関に相談窓口を設け、市民や既存の地域の関係機関からの相談を受け付ける。

相談内容については、制度全般に関する一般相談と、相談者の事情を踏まえた個別的な案件に関する個別相談に分けるものとする。

###### ② 対応方針

一般相談については、電話や窓口（短時間想定）により対応することとし、個別相談については、当面の間は事前予約制とし、既存の地域の関係機関へのバックアップ（話し合いの場への参加等）に重点を置く。

また、個別相談については、既存の地域の関係機関での対応が可能と判断された段階で、関係機関へつなぎ、地域での継続した支援を行う体制となるよう調整する。

###### ③ 法律相談

上記②により相談対応を行うなかで、困難事案については、必要に応じ、中核機関から弁護士等への法律相談を行う。

###### ④ 相談会の開催

窓口まで足を運べない等の住民に対し、出張相談会を開催する。

##### ウ 利用促進業務

###### ① 市長申立て・報酬費用助成、市民後見人の養成

既に札幌市社会福祉協議会への委託により実施しており、今後も事業を継続していく中で、適宜中核機関との連携等について検討する。

② 日常生活自立支援事業との連携

札幌市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」から成年後見制度へのスムーズな移行が行える体制の整備について検討する。

③ 市民後見人以外の受任調整に係る調査

地域連携ネットワークを構成する団体と協議を進めるため、今後の方向性について調査する。

④ 法人後見活動に係る調査

地域連携ネットワークを活用し、法人後見活動に関する課題把握や今後の方向性について調査する。

エ 後見人支援業務（親族）

① 相談窓口

後見人支援に関する相談窓口を設ける。具体的なイメージはイー①～④のとおりとし、利用促進に関する相談と一体的に運用する。

② チーム化推進・支援

窓口対応をするにあたり、チーム体制が行われていないあるいは不十分である案件について、適切なチーム体制の構築を支援する。

具体的には、現状におけるチーム体制の整理・検討を行い、相談者に対し適切なチーム体制について助言する。

オ 協議会の設置・運営

① 協議会の設置

中核機関で行う業務の円滑かつ適正な運営の確保や、本市における地域連携ネットワークを効果的に機能させるために必要な事項を審議するため、協議会を設置する。

協議会は、権利擁護に関わる専門職団体や高齢者・障がい者に関わる関係機関、地域の関係団体等との相互連携及び協力関係を強化・推進するものとする。

② 協議会の開催

協議会は概ね年2回実施することとする。議題については、協議会のメンバーの建設的な意見により、関係者含め皆で成年後見制度の利用促進を進めていくような事項を取り挙げる他、国の成年後見制度に関する方針等に応じ適宜設定するものとする。